

枚方京田辺環境施設組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例

平成28年7月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 管理者及び副管理者には、報酬を支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第3条 月額による報酬は、就職した当月分から辞職、任期満了、失職又は死亡等により離職した当月分まで毎月支給する。ただし、当該就職又は離職（死亡によるものを除く。）をした当月分の報酬は、日割計算による額を支給する。

2 前項ただし書における日割計算は、その月の現日数から枚方京田辺環境施設組合職員の勤務時間等に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第11号）第3条及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 日額による報酬は、職務に従事した日数に応じて支給する。

4 報酬の支給期日については、月額による報酬にあつては、その月の月末までに、日額による報酬にあつては、職務執行の翌月末までに支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が、公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 監査委員及び公平委員会委員の旅費の額及び支給方法については、枚方京田辺環境施設組合職員の旅費に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第17号。以下「旅費条例」という。）に規定する管理者の例によ

る。

- 3 前項以外の職にある者の旅費の額及び支給方法については、旅費条例に規定する一般職の職員の例による。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額
1 議員のうちから選任された監査委員	月額 7,000円
2 識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 10,000円
3 公平委員会委員	日額 8,000円
4 情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 8,000円
5 公務災害補償等認定委員会委員	日額 8,000円
6 公務災害補償等審査会委員	日額 8,000円
7 行政不服審査会委員	日額 8,000円
8 その他の特別職の職員	予算の範囲内で管理者が定める額